

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十二月二十四日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一一―四―八

人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（本人の意に反する降任又は免職）</p> <p>第七条 法第七十八条第一号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、</p>	<p>（本人の意に反する降任又は免職）</p> <p>第七条 法第七十八条第一号の規定により職員を降任させ、又は免職することができる場合は、</p>

次に掲げる場合であつて、指導その他の人事院が定める措置を行つたにもかかわらず、勤務実績が不良なことが明らかなきとする。

一 当該職員的能力評価又は業績評価の全体評語が下位又は「不十分」の段階である場合

二 (略)

2
5 (略)

次に掲げる場合であつて、指導その他の人事院が定める措置を行つたにもかかわらず、勤務実績が不良なことが明らかなきとする。

一 当該職員的能力評価又は業績評価の全体評語（人事評価政令第九条第三項（人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。次条第一項において同じ。）が最下位の段階である場合

二 (略)

2
5 (略)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間（人事評価政令第五条第三項又は第四項に規定する評価期間をいう。）に係る能力評価又は業績評価の全体評語による場合におけるこの規則による改正後の規則
一一―四第七條第一項の規定の適用については、なお従前の例による。